

目や手が不自由な方等への代筆に関する当金庫の対応

当金庫では利便性の向上や金融機関の公共的な役割を踏まえ、目や手が不自由な方等が当金庫の窓口で通常の手続き・対応が困難な場合に、下記のとおり窓口対応することにより、スムーズにお取引ができるよう事務取扱要領を改正いたしました。

これからも鶴来信用金庫はすべてのお客様に等しく便利にかつ安心してご利用いただけるよう、地元で信頼される信用金庫を目指してまいります。

記

目や手が不自由な方等がご来店され、「障害者手帳」等によりご本人である場合、以下のとおり対応いたします。

1. 職員による代筆

目や手が不自由な方等ご本人による自署や伝票等への記入が困難であると役席者が判断し、ご本人であることが確認できる場合、役席者立会いのもと職員による代筆を行います。当該伝票の余白に、代筆を行なったことを記入し記録を残します。

【対象取引】

新規口座開設、預金払戻・解約、入金、キャッシュカード発行、振込み、両替（円貨）、国債取引、喪失届、改印届、住所変更届、名義変更届等

2. 取引内容の説明

通帳・証書等の提示を受け、口座の出入りなどお取引内容を知りたい旨の申し出を受けた場合は、通帳・証書等を記帳の上、職員が記載内容を読み上げます。

以上

2010.10.1 現在